

戦略的創造研究推進事業 委託研究契約書 新旧対照表

(新)平成28年度	(旧)平成27年度【下期版】	備考
<p style="text-align: right;">H27《文書番号種別》第《文書番号》号</p> <p style="text-align: center;">委託研究契約書</p> <p><u>国立研究開発法人科学技術振興機構(以下「甲」という。)</u>と<u>《契約先機関名》(以下「乙」という。)</u>は、<u>下記契約項目(1)に記載の研究題目等について</u>、次のとおり合意し、委託研究契約(以下「本契約」という。)を締結する。</p> <p>(契約項目) <u>甲</u>は、<u>乙</u>を「《大学等/企業等》」と認め、次の研究を委託し、<u>乙</u>はこれを受託する。 (1)研究題目等： <u>契約番号「《契約ID》」</u> <u>事業「《事業名》」(以下「本事業」という。)</u> <u>研究タイプ「《研究タイプ名》」</u> 研究領域「《研究領域名》」 研究課題「《研究課題名》」 研究代表者「《研究代表者氏名》」 研究題目「《研究題目名》」 (2)研究担当者：《所属部署名》 《研究担当者氏名》《研究担当者役職》 (3)契約期間：《契約期間開始日》から《契約期間終了予定日》まで(本研究が中止された場合はその時まで) (4)当事業年度及び翌事業年度委託研究費 当事業年度：《当事業年度委託費》円(《うち消費税額及び地方消費税額》円) <u>翌事業年度：《翌事業年度委託費》円(《うち消費税額及び地方消費税額》円)</u> (※1)当事業年度とは、平成28年4月1日から翌年<u>3</u>月31日までの1事業年度をいう。 (※2)当事業年度委託研究費の内訳は、別記<u>1の1</u>のとおりとする。 (※3)当事業年度及び翌事業年度における委託研究費は、本研究に対し<u>甲</u>が行う評価等及び別記3<u>一般条項</u>第<u>16</u>条に定める規定により、<u>甲</u>が増額又は減額を行う場合がある。 (5)当事業年度における研究目的及び内容：別記<u>1の3</u>のとおりとする。なお、本研究の<u>実施</u>にあたっては、別途、<u>甲</u>が承認した研究計画書(<u>甲</u>の承認を得て変更されたものを含む。)に沿って進めるものとする。 (6)<u>別記の取扱い：別記1 委託研究費内訳等、別記2 読替規定、別記3 一般条項、別記4 知財条項、別記5 特別条項は、本契約の一部であり、本契約に規定されているものとして扱われる。なお、別記において、一般条項又は知財条項と特別条項との間に矛盾が生じる場合は、特別条項の定めが優先して適用されるものとする。</u></p>	<p style="text-align: right;">H27《文書番号種別》第《文書番号》号</p> <p style="text-align: center;">委託研究契約書</p> <p><u>《契約先機関名》(以下「研究機関」という。)</u>と国立研究開発法人科学技術振興機構(以下「機構」という。)は、<u>機構の戦略的創造研究推進事業(《研究タイプ》)(以下「本事業」という。)</u>の実施に関し、次のとおり合意し、委託研究契約(以下「本契約」という。)を締結する。</p> <p>(契約項目) <u>機構</u>は、<u>研究機関</u>を「《大学等/企業等》」と認め、次の研究を委託し、<u>研究機関</u>はこれを受託する。 (1)研究題目等： 研究領域「《研究領域名》」 研究代表者「《研究代表者氏名》」 研究課題「《研究課題名》」 研究題目「《研究題目名》」 (2)研究担当者：《所属部署名》 《研究担当者氏名》《研究担当者役職》 (3)契約期間：《契約期間開始日》から《契約期間終了予定日》まで(本<u>委託</u>研究が中止された場合はその時まで) (4)当事業年度及び翌事業年度委託研究費 当事業年度：《当事業年度委託費》円(《うち消費税額及び地方消費税額》円) <u>翌事業年度：《翌事業年度委託費》円(《うち消費税額及び地方消費税額》円)</u> (※1)当事業年度とは、平成28年4月1日から翌年3月31日までの1事業年度をいう。 (※2)当事業年度委託研究費の内訳は、別記1のとおりとする。 (※3)当事業年度及び翌事業年度における委託研究費は、本<u>委託</u>研究に対し<u>機構</u>が行う評価等及び別記3第<u>26</u>条に定める規定により、<u>機構</u>が増額又は減額を行う場合がある。 (5)当事業年度における研究目的及び内容：別記<u>2</u>のとおりとする。なお、本<u>委託</u>研究の<u>遂行</u>にあたっては、別途、<u>機構</u>が承認した研究計画書(<u>機構</u>の承認を得て変更されたものを含む。)に沿って進めるものとする。 (6)<u>契約一般条項：別記3のとおりとする。</u></p>	<p>赤字: 今回の改定箇所 緑字: 用語の置き換えによる改定箇所</p> <p>単年度契約および複数年度契約の最終年度は翌事業年度の表示なし。</p>

本契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲及び乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保管する。

《契約締結日》

(甲) 東京都千代田区四番町5番地3
国立研究開発法人科学技術振興機構
分任研究契約担当者

(乙)

本契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、研究機関及び機構それぞれ記名押印の上、各自1通を保管する。

《契約締結日》

(研究機関)

(機~~構~~) 東京都千代田区四番町5番地3
国立研究開発法人科学技術振興機構
分任研究契約担当者

別記1 委託研究費内訳等

1 当事業年度委託研究費の内訳

	費目	金額(円)
直接経費	物品費	《物品費》
	旅費	《旅費》
	人件費・謝金	《人件費・謝金》
	その他	《その他》
	直接経費計	直接経費計
間接経費	<u>〔間接経費率<間接経費率>%〕</u>	《当年度委託費(間接経費)》
合計(直接経費計+間接経費)		《当年度委託費(合計)》

(※1) 消費税額及び地方消費税額を含む。

(※2) 契約項目(3)に定める契約期間において翌事業年度が存在する場合、翌事業年度以降における委託研究費の内訳は、当該事業年度における研究計画書に基づき当該事業年度が開始する際に取り決めるものとする。

(※3) 間接経費率とは、間接経費を算出するための直接経費計に乗ずる係数である。

2 本契約における費目間流用の取扱い

本研究の実施上必要に応じ、直接経費の各費目に係る金額を直接経費の他の費目に流用することができるものとし、費目ごとの当該流用に係る額が直接経費の総額の50%(この額が500万円に満たない場合は500万円)を超える場合は、事前に甲の承認を得るものとする。

3 当事業年度における研究目的及び内容

《当年度目的》

別記2 読替規定

契約項目(1)に掲げる事業及び研究タイプにより、本契約における用語を以下のとおり読み替えるものとする。ただし、固有名詞中に用いられている部分は除く。

事業	研究タイプ	読替内容
戦略的創造研究推進事業	ACCEL	「研究」を「研究開発」に
戦略的創造研究推進事業	ERATO	「研究領域」を「研究プロジェクト」に 「研究代表者」を「研究総括」に
戦略的創造研究推進事業	ALCA	「研究領域」を「技術領域等」に (なお、「技術領域等」とは、ALCA に設置される「技術領域」、「特別重点技術領域」、「実用技術化プロジェクト」の総称をいう。) 「研究代表者」を「研究開発代表者」に 「研究課題」を「研究開発課題」に
戦略的創造研究推進事業	社会技術研究開発	「研究」を「研究開発」に 但し、研究開発成果実装支援プログラムについては、「研究」を「実装」に

別記1

当事業年度委託研究費の内訳

	費目	金額(円)
直接経費	物品費	《物品費》
	旅費	《旅費》
	人件費・謝金	《人件費・謝金》
	その他	《その他》
	直接経費計	直接経費計
間接経費		《当年度委託費(間接経費)》
合計(直接経費計+間接経費)		《当年度委託費(合計)》

(※2) 消費税額及び地方消費税額を含む。

(※3) 契約項目に定める契約期間において翌事業年度が存在する場合、翌事業年度以降における委託研究費の内訳は、当該事業年度における研究計画書に基づき当該事業年度が開始する際に取り決めるものとする。

~~(※1) 本委託研究の遂行~~上必要に応じ、直接経費の各費目に係る金額を直接経費の他の費目に流用することができるものとし、費目ごとの当該流用に係る額が直接経費の総額の50%(この額が500万円に満たない場合は500万円)を超える場合は、事前に機構の承認を得るものとする。

別記2

当事業年度における研究目的及び内容 :

《当年度目的》

~~(定義)第1条~~

~~(21) 研究タイプ「ACCEL」において、本契約書における「研究」を「研究開発」と読み替える。ただし固有名詞中に用いられている部分は除く。~~

<p>別記3 一般条項 (定義)</p> <p>第1条 本契約において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)「本研究」とは、本事業の下で<u>甲</u>から<u>乙</u>に対して委託される契約項目(1)に記載の研究をいう。</p> <p>(2)「本契約等」とは、本研究を実施するために<u>甲</u>と<u>乙</u>との間で締結する全ての研究契約(本契約を含む。)を総称していう。</p> <p>(3)「委託研究費」とは、直接経費と間接経費により構成される経費をいう。</p> <p>(4)「直接経費」とは、本研究の実施に直接的に必要な経費をいう。</p> <p>(5)「間接経費」とは、本研究の実施に伴う<u>乙</u>の管理等に必要経費として<u>乙</u>が使用する経費をいう。</p> <p>(6)「研究担当者」とは、本研究を中心的に行う者として契約項目(2)に掲げる者をいう。</p> <p>(7)「研究者等」とは、研究担当者及び本研究に従事する研究員、技術員、研究補助員、学生等を個別に又は総称していう。</p> <p>(8)「契約期間」とは、本契約に基づき本研究を行う契約項目(3)に記載の期間(本研究が中止された場合はその時までの期間)をいう。</p> <p>(9)「研究期間」とは、本契約等に基づき本研究を行う通算期間(本研究が中止された場合はその時までの期間)をいう。</p> <p>(10)「事務処理説明書」とは、本研究の事務処理のために<u>甲</u>が定める事務処理説明書及びこれに付帯して<u>甲</u>が提示する関係資料を含めた総称をいう。</p> <p>(11)「事業年度」とは、各年4月1日から翌年の3月31日までの1年間をいう。</p> <p>(12)「研究計画書」とは、<u>甲</u>が承認した本研究に係る計画書(その後の変更を含む。)の総称をいう。</p> <p>(13)「大学等」とは、以下に掲げる研究機関の総称をいう。 ア 国立大学法人、公立大学、私立大学等の学校法人 イ 国公立研究機関、公設試験研究機関、独立行政法人等の公的研究機関 ウ 公益法人等の公的性格を有する機関であって、<u>甲</u>が認めるもの</p> <p>(14)「企業等」とは「大学等」以外の研究機関の総称をいう。</p> <p>(15)「不正行為等」とは、以下に掲げる不正行為、不正使用及び不正受給を総称していう。 ア 「不正行為」とは、研究活動において行われた故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、投稿論文など発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等の捏造、改ざん及び盗用をいう。 イ 「不正使用」とは、研究活動における虚偽の請求に基づく競争的資金等の使用、競争的資金等の他の目的又は用途への使用、その他法令、若しくは応募要件又は契約等に違反した競争的資金等の使用をいう。 ウ 「不正受給」とは、偽りその他不正の手段により研究活動の対象課題として採択されることをいう。</p> <p>(16)「競争的資金」とは、国の行政機関及び独立行政法人(甲を含む。)が所管し、競争的資金と整理され内閣府に登録されている研究資金をいう。</p> <p>(17)「競争的資金等」とは、以下に掲げる研究資金を総称していう。 ア 競争的資金 イ 競争的資金以外で国の行政機関及び独立行政法人(甲を含む。)が直接配分する研究資金 ウ その他国の行政機関から予算が配分され又は措置され、独立行政法人自ら又は他に配分され研究活動を行う研究資金</p> <p>(18)「取得物品」とは、本研究のために乙が直接経費により取得した物品等をいう。</p>	<p>別記3 (定義)</p> <p>第1条 本契約において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)「本委託研究」とは、本事業の下で<u>機構</u>から<u>研究機関</u>に対して委託される契約項目(1)研究題目等に記載の研究をいう。</p> <p>(2)「本委託契約等」とは、本委託研究を実施するために<u>研究機関</u>と<u>機構</u>との間で締結する全ての委託研究契約(本契約を含む。)を総称していう。</p> <p>(3)「委託研究費」とは、直接経費と間接経費の合計をいう。</p> <p>(4)「直接経費」とは、本委託研究に要する経費をいう。</p> <p>(5)「間接経費」とは、本委託研究の実施に伴う<u>研究機関</u>の管理等に必要経費として<u>研究機関</u>が使用する経費をいう。</p> <p>(6)「研究担当者」とは、本委託研究を中心的に行う者として契約項目に掲げる者をいう。</p> <p>(7)「研究員等」とは、研究機関又は機構に所属し、研究担当者のもとで本委託研究に従事する者をいう。</p> <p>(8)「研究者等」とは、研究担当者及び<u>研究員等</u>を個別に又は総称していう。</p> <p>(9)「契約期間」とは、本契約に基づき本委託研究を行う契約項目(3)に記載の期間(本委託研究が中止された場合はその時までの期間)をいう。</p> <p>(10)「研究期間」とは、本委託契約等に基づき本委託研究を行う通算期間(本委託研究が中止された場合はその時までの期間)をいう。</p> <p>(11)「事務処理説明書」とは、本委託研究の事務処理のために機構が定める戦略的創造研究推進事業委託研究契約事務処理説明書をいう。</p> <p>(12)「事業年度」とは、各年4月1日から翌年の3月31日までの1年間をいう。</p> <p>(13)「研究計画書」とは、<u>機構</u>が承認した本委託研究に係る計画書(その後の変更を含む。)の総称をいう。</p> <p>(14)「大学等」とは、以下に掲げる研究機関の総称をいう。 ア 国立大学法人、公立大学、私立大学等の学校法人 イ 国公立研究機関、公設試験研究機関、独立行政法人等の公的研究機関 ウ 公益法人等の公的性格を有する機関であって、<u>機構</u>が認めるもの</p> <p>(15)「企業等」とは「大学等」以外の研究機関の総称をいう。</p>	<p>旧(14)～(18):知財条項へ移設</p> <p>旧(21):別記2読替規定へ移設</p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------

<p><u>(19)「提供物品」とは、本研究の実施上の必要のために乙の使用が認められる甲所有の物品等のうち取得物品以外のものをいう。</u></p>		
<p>(法令及び指針等の遵守・善管注意義務) 第2条 乙は、本研究を実施する上で、委託研究費の原資が公的資金であることを十分認識し、関係する法令等を遵守するものとし、また、本研究を効率的に実施するよう努めなければならない。</p> <p>2 乙は、本事業の趣旨を踏まえつつ、本契約、事務処理説明書、研究計画書に則り本研究を善良なる管理者の注意をもって、適正かつ誠実に実施するものとする。</p> <p>3 乙は、乙の責任において、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン(平成26年8月26日 文部科学大臣決定。その後の改正を含む。)」及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)(平成19年2月15日 文部科学大臣決定/平成26年2月18日改正。その後の改正を含む。)」(以下「ガイドライン等」という。)を遵守し、不正行為等を防止するための体制の整備及び必要な手続き等を行わなければならない。</p> <p>4 甲は、ガイドライン等に基づく文部科学省又は甲の決定等に従って、乙に対して配分する全研究費(本研究以外の研究費を含む。以下「全研究費等」という。)に係る間接経費の削減、全研究費等の配分停止等必要な措置等を指示することができるものとし、乙は甲の指示に従うものとする。</p> <p>5 乙は、本条第1項及び第2項に定める乙の義務と同様の義務を研究者等にも遵守させるとともに、研究者等をしてガイドライン等の内容を十分認識させ、不正行為等の未然防止策の一環として、研究倫理に関する教材等を履修させなければならない。</p>	<p>(法令及び指針等の遵守・善管注意義務) 第2条 研究機関は、本委託研究の実施にあたり、委託研究費の原資が公的資金であることを確認するとともに、関係する法令等を遵守するものとし、かつ、本委託研究を効率的に実施するよう努めなければならない。</p> <p>2 研究機関は、本事業の趣旨を踏まえつつ、本契約、事務処理説明書、研究計画書に則り本委託研究を善良なる管理者の注意をもって、適正かつ誠実に遂行するものとする。</p> <p>3 研究機関は、研究機関の責任において、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン(平成26年8月26日 文部科学大臣決定。その後の改正を含む。)」及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)(平成19年2月15日 施行/平成26年2月18日改正 文部科学大臣決定。その後の改正を含む。)」(以下「ガイドライン等」という。)を遵守し、研究活動における不正行為及び不正使用等(以下「不正行為等」という。)を防止するための体制の整備及び必要な手続き等を行わなければならない。</p> <p>4 機構は、ガイドライン等に基づく文部科学省又は機構の決定等に従って、研究機関に対して配分する全委託研究費に係る間接経費の削減、全委託研究費の配分停止等必要な措置等を指示することができるものとし、研究機関は機構の指示に従うものとする。</p> <p>5 研究機関は、不正行為等の未然防止策の一環として事業に参画する研究者等に対して、研究倫理に関する教材等による履修を義務付けることとする。</p>	
<p>(委託研究費の支払い) 第3条 乙は、甲が別途指定する委託研究費の支払方法に従い請求書を作成し、甲にこれを送付する。請求書に記載される金額の総額は直接経費及び間接経費の合計額とし、間接経費は、甲が乙に支払う直接経費に別記1の1記載の間接経費率を乗じた額を超えないものとする。</p> <p>2 甲は、前項の請求書が甲に到達した日の翌月末日までに、当該請求書に記載された委託研究費の請求額を乙に支払うものとする。</p>	<p>(委託研究費の支払い) 第3条 研究機関は、機構が別途指定する委託研究費の支払方法に従い請求書を作成し、機構にこれを送付する。請求書に記載される金額の総額は直接経費及び間接経費の合計額とし、間接経費は、機構が研究機関に支払う直接経費の30%に相当する額を超えないものとする。</p> <p>2 機構は、前項の請求書が機構に到達した日の翌月末日までに、当該請求書に記載された委託研究費の請求額を研究機関に支払うものとする。</p>	
<p>(帳簿等の整理) 第4条 乙は、本研究に要した委託研究費を明らかにするため、本研究に関する帳簿を常に整備し、支出の証拠書類と共に、研究期間終了日の属する事業年度末の翌日から5年間が経過するまでは保管するものとする。</p> <p>2 乙は、甲が要求した場合には、前項に定める帳簿及び証拠書類のほか、関連する物件を甲の指定する期日までに提出しなければならない。</p>	<p>(帳簿等の整理) 第4条 研究機関は、本委託研究に要した直接経費を明らかにするため、本委託研究に関する独立した帳簿を常に整備し、支出の証拠書類と共に、研究期間終了後5年間が経過するまでは保管するものとする。</p> <p>2 研究機関は、機構から帳簿及び証拠書類の閲覧の申し出があった場合、これに応じなければならない。</p>	
<p>(取得物品の帰属等) 第5条 乙が、契約項目において大学等と認められたときは、取得物品の所有権は、乙に帰属するものとする。</p> <p>2 乙が、契約項目において企業等と認められたときは、次の各号の規定に従うものとする。</p> <p>(1) 取得物品のうち、取得価額が20万円以上かつ使用可能期間が1年以上のもの所有権は、甲に帰属するものとする。乙は、当該取得物品を研究期間終了までの間、本研究のために無償で使用することができるものとし、善良なる管理者の注意をもってこれを管理するものとする。</p> <p>(2) 前号以外の取得物品の所有権は、乙に帰属する。</p> <p>(3) 乙は、甲の職員又は甲の指定する者による乙の施設に対する立入り又は取得物品の検査の申し出があった場合、これに応じるものとする。</p>	<p>(取得物品の帰属等) 第5条 契約項目において大学等と認められた研究機関は、次の各号の規定に従うものとする。</p> <p>(1) 本委託研究のために研究機関が直接経費により取得した物品等(以下「取得物品」という。)の所有権は、研究機関に帰属するものとする。</p> <p>2 契約項目において企業等と認められた研究機関は、次の各号の規定に従うものとする。</p> <p>(1) 本委託研究のために研究機関が直接経費により取得した物品等(以下「取得物品」という。)のうち、取得価額が20万円以上かつ使用可能期間が1年以上のもの所有権は、機構に帰属するものとし、研究機関は、機構に帰属した取得物品を研究期間終了までの間、無償で使用することができるものとする。</p> <p>(2) 研究機関は、取得物品を善良なる管理者の注意をもって管理するものとする。</p> <p>(3) 研究機関は、機構の職員又は機構の指定する者による研究機関の施設に対する立ち入り又は取得物品の検査の申し出があった場合、これに応じるものとする。</p>	<p>取得物品の定義は第1条(18)に規定</p> <p>旧第1項(2)(3):特別条項へ移設</p> <p>旧第2項(4):特別条項へ移設</p>

<p>(提供物品の使用等) 第6条 提供物品の維持管理に必要な経費及び公租公課等、提供物品の調達、搬入及び据付けに要する経費は、<u>甲</u>の負担とする。</p> <p>2 <u>乙</u>は、提供物品を、善良なる管理者の注意をもって管理するものとする。</p> <p>3 <u>乙</u>は、<u>甲</u>の職員又は<u>甲</u>の指定する者による<u>乙</u>の施設に対する立入り又は提供物品の検査の申し出があった場合、これに応じるものとする。</p>	<p>(提供物品の使用等) 第6条 <u>機構</u>は、<u>本委託研究の遂行上必要と認められる場合には、機構及び研究機関が協議の上、機構が取得した物品等(以下「提供物品」という。)を研究機関が使用することを認めることとする。この場合における</u>提供物品の維持管理に必要な経費及び公租公課等、提供物品の調達、搬入及び据え付けに要する経費は、<u>機構</u>の負担とする。</p> <p>2 <u>研究機関</u>は、提供物品を、善良なる管理者の注意をもって管理するものとする。</p> <p>3 <u>研究機関</u>は、<u>機構</u>の職員又は<u>機構</u>の指定する者による<u>研究機関</u>の施設に対する立入り又は提供物品の検査の申し出があった場合、これに応じるものとする。</p>	<p>提供物品の定義は第1条(19)に規定</p>
<p>(研究期間終了後の物品等の取り扱い) 第7条 <u>甲</u>は、契約項目において大学等と認められた<u>乙</u>が使用する提供物品について、研究期間終了後遅滞なく当該提供物品を<u>乙</u>に譲渡し、<u>乙</u>は、本研究の発展のため当該提供物品を使用するものとする。ただし、<u>甲</u>が使用又は処分等を必要とする場合は、この限りでない。</p> <p>2 契約項目において企業等と認められた<u>乙</u>は、使用する取得物品及び提供物品(以下「取得物品等」という。)について、研究期間終了後遅滞なく有償で<u>甲</u>から借り受け本研究の発展のため当該取得物品等を使用し、当該取得物品等の耐用年数経過後<u>甲</u>から買い取るものとする。ただし、<u>甲</u>が使用、処分等を必要とする場合は、この限りでない。</p> <p>3 <u>前項にかかわらず、乙が取得物品等の買い受けを希望し、甲がこれを承諾したときは、乙は、有償借り受けを経ることなく又は耐用年数経過前に当該取得物品等を買受けることができるものとする。</u></p>	<p>(研究期間終了後の物品等の取り扱い) 第7条 <u>機構</u>は、契約項目において大学等と認められた<u>研究機関</u>が使用する提供物品について、研究期間終了後遅滞なく当該提供物品を<u>研究機関</u>に譲渡し、<u>研究機関</u>は、<u>本委託研究</u>の発展のため当該提供物品を使用するものとする。ただし、<u>機構</u>が<u>継続</u>使用又は処分を<u>行う</u>場合は、この限りでない。</p> <p>2 契約項目において企業等と認められた<u>研究機関</u>は、使用する取得物品及び提供物品(以下「取得物品等」という。)について、研究期間終了後遅滞なく有償で<u>機構</u>から借り受け<u>本委託研究</u>の発展のため当該取得物品等を使用し、当該取得物品等の耐用年数経過後<u>機構</u>から買い取るものとする。ただし、<u>機構</u>が<u>継続</u>使用、処分等の<u>措置をとる</u>場合は、この限りでない。</p>	<p>第3項: 現行運用を明確化するものであり、取扱いに変更なし</p>
<p>(再委託) 第8条 <u>乙</u>は、本研究の<u>全部又は一部</u>を第三者に委託(以下「再委託」という。)してはならない。ただし、<u>乙</u>は、<u>甲</u>が本研究の<u>実施</u>上特に必要であると判断し事前に承認した場合に限り、本研究の一部を再委託することができる。</p>	<p>(再委託) 第14条 <u>研究機関</u>は、<u>本委託研究</u>を第三者に再委託してはならない。ただし、<u>研究機関</u>は、<u>機構</u>が<u>本委託研究</u>の<u>遂行</u>上特に必要であると判断し事前に承認した場合に限り、<u>本委託研究</u>の一部を<u>第三者</u>に再委託することができる。</p>	
<p>(秘密保持) 第9条 <u>甲</u>及び<u>乙</u>は、本研究の実施に<u>あたり</u>相手方より開示を受け又は知り得た相手方の技術上及び営業上その他の一切の情報のうち相手方より秘密である旨の書面による明示があった情報(以下「秘密情報」という。)について、相手方の事前の書面による同意がなければ、これを第三者に開示・漏洩してはならない。</p> <p>2 <u>甲</u>及び<u>乙</u>は、秘密情報に関する資料及び秘密情報を保存した媒体等について適切に管理しなければならない。</p> <p>3 前二項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、本条第1項及び第2項の規定は適用しない。</p> <p>(1) 開示を受け又は知得した時点において、既に自己が保有していたことを証明できる情報</p> <p>(2) 開示を受け又は知得した時点において、既に公知となっていた情報</p> <p>(3) 開示を受け又は知得した後、自己の責めによらずに公知となった情報</p> <p>(4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく取得したことを証明できる情報</p> <p>(5) 相手方から開示された情報とは無関係に独自に開発・取得したことを証明できる情報</p> <p>(6) 公開を前提として相手方から提出を受けた文書に記載された情報</p> <p>4 <u>甲</u>及び<u>乙</u>は、秘密情報について、法令により開示が義務付けられているとき、又は<u>関係する府省</u>若しくは裁判所その他の公的機関に開示を求められたときは、必要かつ相当な範囲でこれを開示することができる。ただし、開示する場合は、速やかに相手方へその内容を書面にて通知するものとする。</p> <p>5 <u>乙</u>は、<u>本研究に従事又は関与する者(研究者等を含む。以下同じ。)</u>が本条と同様の秘密保持義務を負うよう措置するものとし、その所属を離れた後も本条と同様の秘密保持義務を負うよう措置するものとする。</p>	<p>(秘密保持) 第15条 <u>研究機関</u>及び<u>機構</u>は、<u>本委託研究</u>の実施に<u>当たり</u>相手方より開示を受け又は知り得た相手方の技術上及び営業上その他の一切の情報のうち相手方より秘密である旨の書面による明示があった情報(以下「秘密情報」という。)について、相手方の事前の書面による同意がなければ、これを第三者に開示・漏洩してはならない。</p> <p>2 <u>研究機関</u>及び<u>機構</u>は、秘密情報に関する資料及び秘密情報を保存した媒体等について適切に管理しなければならない。</p> <p>3 前二項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、本条第1項及び第2項の規定は適用しない。</p> <p>(1) 開示を受け又は知得した時点において、既に自己が保有していたことを証明できる情報</p> <p>(2) 開示を受け又は知得した時点において、既に公知となっていた情報</p> <p>(3) 開示を受け又は知得した後、自己の責めによらずに公知となった情報</p> <p>(4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく取得したことを証明できる情報</p> <p>(5) 相手方から開示された情報とは無関係に独自に開発・取得したことを証明できる情報</p> <p>(6) 公開を前提として相手方から提出を受けた文書に記載された情報</p> <p>4 <u>研究機関</u>及び<u>機構</u>は、秘密情報について、法令により開示が義務付けられているとき、又は<u>主務省</u>若しくは裁判所その他の公的機関に開示を求められたときは、必要かつ相当な範囲でこれを開示することができる。ただし、開示する場合は、速やかに相手方へその内容を書面にて通知するものとする。</p> <p>5 <u>研究機関</u>及び<u>機構</u>は、<u>それぞれ自己に所属する研究者等</u>が本条と同様の秘密保持義務を負うよう措置するものとし、<u>当該研究者等</u>がその所属を離れた後も本条と同様の秘密保持義務を負うよう措置するものとする。<u>また、研究機関及び機構は、研究者等以外の者で本委託研究に従事又は関与</u></p>	<p>第5項: 甲に所属する研究者等の取扱いは特別条項で規定</p>

<p>6 甲及び乙が、実施許諾を目的として秘密情報を公開前に第三者に開示する場合は、事前に相手方の書面による同意を得ることを要し、当該第三者に対しては秘密保持義務を課すものとする。</p> <p>7 本条の効力は研究期間終了後5年間存続するものとする。</p>	<p>する者から秘密情報が第三者に漏洩しないように必要な措置を講じなければならない。</p> <p>6 研究機関及び機構は、実施許諾を目的として秘密情報を公開前に第三者に開示する場合には、事前に相手方の書面による同意を得ることを要し、当該第三者に対しては秘密保持義務を課すものとする。</p> <p>7 本条の効力は研究期間終了後も5年間存続するものとする。</p>	
<p>(委託研究実績報告書及び精算)</p> <p>第10条 乙は、契約期間中において、毎事業年度終了の都度、その翌事業年度の5月31日までに甲に対し委託研究実績報告書及び事務処理説明書等で指定する関連書類(以下「委託研究実績報告書等」という。)を提出するものとする。ただし、本契約の終了日が3月末日以外となる場合の当該事業年度に係る委託研究実績報告書等の提出期限は、契約期間終了後61日以内で甲が別途指定する日とする。</p> <p>2 甲は、前項の委託研究実績報告書等を審査した結果、経費の支出状況が適切であると認めるときは、当該事業年度における委託研究費の金額と本研究の実施に要した経費の額のうち適切と認められた額とのいずれか低い金額を、甲が当該事業年度において支払うべき経費の額として、精算する。</p> <p>3 乙は、既に支払を受けた委託研究費が前項の甲が支払うべき経費の額を超えた場合は、その超えた金額を甲の指示に従い返還するものとする。</p> <p>4 乙は、契約項目において大学等と認められ、かつ契約項目(3)に定める契約期間において翌事業年度が存在する場合に限り、前項の規定にかかわらず、甲が別途定める書面を甲が指定する期日までに提出することを条件に、当該事業年度における委託研究費の未使用額を甲に返還することなく繰越して翌事業年度の委託研究費と合わせて使用することができる。</p> <p>5 甲は、乙の本契約に基づく経理管理につき確認が必要であると認められる場合、乙に通知の上、本研究の経理について調査することができる。乙は、係る調査に関し、甲が必要とする協力を行うものとする。</p>	<p>(委託研究実績報告書及び精算)</p> <p>第18条 研究機関は、契約期間中において毎事業年度終了の都度、翌事業年度の5月31日までに機構に対し委託研究実績報告書及び事務処理説明書等で指定する関連書類(以下「委託研究実績報告書等」という。)を提出するものとする。ただし、本契約の終了日が3月末日以外となる場合の当該事業年度に係る委託研究実績報告書等の提出期限は、契約期間終了後61日以内で機構が別途指定する日とする。</p> <p>2 機構は、前項の委託研究実績報告書等を審査した結果、経費の支出状況が適切であると認めるときは、当該事業年度における委託研究費の金額と本委託研究の実施に要した経費の額のうち適切と認められた額とのいずれか低い金額を、機構が当該事業年度において支払うべき経費の額として、精算する。</p> <p>3 研究機関は、既に支払を受けた委託研究費が前項の機構が支払うべき経費の額を超えた場合は、その超えた金額を機構の指示に従い返還するものとする。</p> <p>4 研究機関は、契約項目において大学等と認められ、かつ契約項目に定める契約期間において翌事業年度が存在する場合に限り、前項の規定にかかわらず、当該事業年度における委託研究費の未使用額を機構に返還することなく繰越して翌事業年度の委託研究費と合わせて使用することができる。ただし、研究機関は、当該繰越額について、機構が別途定める書面を機構に提出することとする。</p> <p>5 機構は、研究機関の本契約に基づく経理管理につき確認が必要であると認められる場合、研究機関に通知の上、本委託研究の経理について調査することができる。研究機関は、係る調査に関し、機構が必要とする協力を行うものとする。</p>	
<p>(停止、中止又は期間の変更)</p> <p>第11条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合、委託研究費の使用の停止又は中止及び本研究の停止又は中止を乙に指示することができるものとし、乙はこれに従うものとする。また、乙は、次の第1号から第3号のいずれかの事由が発生した場合、速やかにその旨を甲に報告しなければならない。</p> <p>(1) 研究担当者の移籍、長期療養、死去、研究運営上の重大な問題その他の事由の発生により、本研究を継続することが適切でないと甲が判断した場合</p> <p>(2) 一般条項第12条、第16条又は第17条に定める本契約の解除事由が発生した場合</p> <p>(3) 天災その他やむを得ない事由がある場合</p> <p>(4) 乙が一般条項第2条第4項に定める指示に従わない場合</p> <p>(5) 乙が一般条項第2条第5項に定める義務を果たさない場合</p> <p>2 前項により甲から本研究の中止を指示された場合、本研究はその時点で終了し、前条に従い、乙は委託研究実績報告書等を甲に提出し、甲乙間で委託研究費の精算を行う。</p> <p>3 甲及び乙は、両者合意の上、別途、甲が承認する研究計画書記載の研究期間の範囲内において契約期間を延長、又は短縮することができる。</p>	<p>(停止、中止又は期間の変更)</p> <p>第19条 機構は、次の各号のいずれかに該当する場合、委託研究費の使用の停止又は中止及び本委託研究の停止又は中止を研究機関に指示することができるものとし、研究機関はこれに従うものとする。また、研究機関は、次の1号から3号のいずれかの事由が発生した場合、遅滞なく機構に報告しなければならない。</p> <p>(1) 研究担当者の移籍、長期療養、死去、研究運営上の重大な問題の発生その他の事由により、本委託研究を継続することが適切でないと機構が判断した場合</p> <p>(2) 第20条、第26条又は第27条に定める本契約の解除事由が発生した場合</p> <p>(3) 天災その他やむを得ない事由がある場合</p> <p>(4) 研究機関が第2条第4項に定める指示に従わない場合</p> <p>(5) 研究者等が第2条第5項に定める義務を果たさない場合</p> <p>3 第1項により機構から本委託研究の中止を指示された場合、本委託研究はその時点で終了し、前条に従い、研究機関は委託研究実績報告書等を機構に提出し、機構と研究機関間で委託研究費の精算を行う。</p> <p>2 研究機関及び機構は、両者合意の上、別途、機構が承認する研究計画書記載の研究期間の範囲内において契約期間を延長、又は短縮することができる。</p>	
<p>(契約の解除)</p> <p>第12条 乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、甲は何らの催告を要せずに本契約を解除することができる。また、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、本契約の解除の有無にかかわらず、甲は本契約に基づき甲が支払った金員の全部又は一部の返還を請求できるものとし、乙は、甲の指示に従い、その定める期限までに返還しなければならない。</p>	<p>(契約の解除)</p> <p>第20条 研究機関が次の各号のいずれかに該当する場合は、機構は何らの催告を要せずに本契約を解除することができる。また、研究機関が次の各号のいずれかに該当する場合は、本契約の解除の有無にかかわらず、機構は本契約に基づき機構が支払った金員の全部又は一部の返還を請求できるものとし、研究機関は、機構の指示に従い、その定める期限までに返還しなければならない。</p>	

<p>(1) <u>乙</u>が本契約等又は本研究の履行に関し、不正又は不当な行為を行ったとき</p> <p>(2) <u>乙</u>が本契約等に違反したとき</p> <p>(3) 研究者等が不正行為等を行った事実を<u>乙</u>が確認したとき</p> <p>(4) <u>乙</u>に、ガイドライン等の公的研究費に係る国の定める指針等に対して重大な違反があったとき</p> <p>(5) <u>乙</u>について、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算の申立てがなされ又はその原因となる事実が生じた場合</p> <p>(6) <u>乙</u>が銀行取引停止処分を受け若しくは支払停止に陥り又はそのおそれが生じた場合</p> <p>(7) <u>乙</u>が差押を受け若しくは公租公課等の滞納処分を受け又はそのおそれが生じた場合</p> <p>2 <u>乙</u>は、前項により<u>甲</u>が損害を被った場合は賠償の責を負うものとする。</p>	<p>(1) 研究機関が本委託契約等又は本委託研究の履行に関し、不正又は不当な行為を行ったとき</p> <p>(2) 研究機関が本委託契約等に違反したとき</p> <p>(3) 研究機関に所属する研究者等が不正行為等を行った事実を<u>研究機関</u>が確認したとき</p> <p>(4) 研究機関に、ガイドライン等の公的研究費に係る国の定める指針等に対して重大な違反があったとき</p> <p>(5) 研究機関が破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算の申立てがなされ又はその原因となる事実が生じた場合</p> <p>(6) 研究機関が銀行取引停止処分を受け若しくは支払停止に陥り又はそのおそれが生じた場合</p> <p>(7) 研究機関が差押を受け若しくは公租公課等の滞納処分を受け又はそのおそれが生じた場合</p> <p>2 <u>研究機関</u>は、前項により<u>機構</u>が損害を被った場合は賠償の責を負うものとする。</p>	
<p>(不正行為等に係る研究者等の取扱い)</p> <p>第13条 <u>甲</u>は、不正行為等を行った研究者等に対して、本事業を含む<u>甲</u>の全ての事業について、<u>甲</u>が別途定める「研究活動における不正行為等への対応に関する規則(その後の改正を含む。)」に基づく処分を行うことができるものとする。</p> <p>2 <u>甲</u>は、競争的資金(<u>甲が所管するものを除く。</u>)において不正行為等を理由として処分を受けた研究者等について、当該処分の決定日に遡って、前項の処分を行うことができるものとする。</p> <p>3 <u>甲</u>は、競争的資金等(<u>甲が所管するものを除く。また、前項が適用されるものを除く。</u>)において不正行為等を理由として処分を受けた研究者等について知得したときは、当該処分の決定日以降の処分日を定め、<u>本条</u>第1項の処分を行うことができるものとする。</p>	<p>(不正行為等に係る研究者等の取扱い)</p> <p>第21条 <u>機構</u>は、不正行為等を行った研究者等に対して、本事業を含む<u>機構</u>の全ての事業について、<u>機構</u>が別途定める「研究活動における不正行為等への対応に関する規則(その後の改正を含む。)」に基づく処分を行うことができるものとする。</p> <p>2 <u>機構</u>は、<u>国の行政機関及び独立行政法人(機構を除く。)</u>が所掌する競争的資金制度(以下「競争的資金」という。)において処分を受けた研究者等について、当該処分の決定日に遡って、前項の処分を行うことができるものとする。</p> <p>3 <u>機構</u>は、<u>国の行政機関及び独立行政法人(機構を除く。)</u>が所掌し、<u>国民の税金を原資とする公的資金(競争的資金を除く。)</u>において不正行為等を理由として処分を受けた研究者等について知得したときは、当該処分の決定日以降の処分日を定め、第1項の処分を行うことができるものとする。</p>	<p>第2・3項: 第1条に「競争的資金」、「競争的資金等」を定義したことによる修正</p>
<p>(不正行為等の調査)</p> <p>第14条 <u>乙</u>は、本研究に関して不正行為等に係る告発(報道や会計検査院等の外部機関からの指摘による場合も含む。)を受け付けた場合又は自らの調査により不正行為等が判明した場合(以下「告発等」という。)は、予備調査を行うものとし、不正使用にあつては、告発等の受付から30日以内に、<u>また</u>、不正行為等(不正使用を除く。)にあつては、あらかじめ定められた期間内(告発等の受付から30日以内を目安)に、告発等の合理性を確認し本調査の要否について、<u>甲</u>に書面をもって報告しなければならない。</p> <p>2 <u>乙</u>は、本調査が必要と判断した場合、調査委員会を設置し、調査方針、調査対象及び調査方法等について<u>甲</u>に書面をもって報告し、協議しなければならない。</p> <p>3 本調査が行われる場合、<u>乙</u>は、不正使用にあつては、あらかじめ定められた期間内(告発等の受付から160日を目安に最長210日以内)に、<u>また</u>、不正行為等(不正使用を除く。)にあつては、あらかじめ定められた期間内(本調査の開始後150日以内を目安)に、調査結果(不正行為等に関与した者が関わる競争的資金等に係る不正行為等を含む。)、不正発生要因、監査・監督の状況、<u>乙</u>が行った決定及び再発防止計画等を含む最終の調査報告書を<u>甲</u>に書面をもって報告しなければならない。</p> <p>4 <u>乙</u>は、最終の調査報告書を前項の提出期限までに提出することができないときは、<u>本</u>調査の進捗状況及び中間報告を含む調査報告書、<u>並びに</u>報告遅延に係る合理的な事由及び最終の調査報告書の提出期限等に<u>係る書面を前項に定める提出期限までに甲に提出し、報告遅延に係る合理的な事由及び最終の調査報告書の新たな提出期限について甲の承認を受けなければならない。</u></p> <p>5 <u>乙</u>は、調査に特段の支障がある等正当な事由がある場合を除き、<u>甲</u>の求めに応じて、当該事案に関する資料の提出又は<u>甲</u>による閲覧及び<u>甲</u>の指定する職員等による現地調査に応じなければならない。</p> <p>6 <u>甲</u>は、本条第1項から第4項に定める報告の内容等が十分でないとき、<u>乙</u>において不正行為等の事実を確認したとき又は国の行政機関からの要請等に基づき<u>甲</u>が特に必要と認めるとき、<u>乙</u>に対し、再調査その他必要な<u>指示を行う</u>ことができるものとし、<u>乙</u>はこれに従わなければならない。</p>	<p>(不正行為等の調査)</p> <p>第22条 <u>研究機関</u>は、本委託研究に関して不正行為等に係る告発(報道や会計検査院等の外部機関からの指摘による場合も含む。)を受け付けた場合又は自らの調査により不正行為等が判明した場合(以下「告発等」という。)は、予備調査を行うものとし、不正使用にあつては、告発等の受付から30日以内に、又不正行為等(不正使用を除く。)にあつては、あらかじめ定められた期間内(告発等の受付から30日以内を目安)に、告発等の合理性を確認し本調査の要否について、<u>機構</u>に書面をもって報告しなければならない。</p> <p>2 <u>研究機関</u>は、本調査が必要と判断した場合、調査委員会を設置し、調査方針、調査対象及び調査方法等について<u>機構</u>に書面をもって報告し、協議しなければならない。</p> <p>3 本調査が行われる場合、<u>研究機関</u>は、不正使用にあつては、あらかじめ定められた期間内(告発等の受付から160日を目安に最長210日以内)に、又不正行為等(不正使用を除く。)にあつては、あらかじめ定められた期間内(本調査の開始後150日以内を目安)に、調査結果(不正行為等に関与した者が関わる<u>国の行政機関等の所管する</u>競争的資金等に係る不正行為等を含む。)、不正発生要因、監査・監督の状況、<u>研究機関</u>が行った決定及び再発防止計画等を含む最終の調査報告書を<u>機構</u>に書面をもって報告しなければならない。</p> <p>4 <u>研究機関</u>は、最終の調査報告書を前項の提出期限までに提出することができないとき、調査の進捗状況及び中間報告を含む調査報告書、報告遅延に係る合理的な事由及び最終調査報告書の提出<u>予定日</u>等について書面をもって当該提出期限までに<u>機構</u>に報告しなければならない。</p> <p>5 <u>研究機関</u>は、調査に特段の支障がある等正当な事由がある場合を除き、<u>機構</u>の求めに応じて、当該事案に関する資料の提出又は<u>機構</u>による閲覧及び<u>機構</u>の指定する職員等による現地調査に応じなければならない。</p> <p>6 <u>機構</u>は、本条第1項から第4項に定める報告の内容等が十分でないとき、<u>研究機関</u>において不正行為等の事実を確認したとき又は国の行政機関からの要請等に基づき<u>機構</u>が特に必要と認めるとき、<u>研究機関</u>に対し、再調査等の<u>指示</u>その他必要な<u>措置を講じる</u>ことができるものとし、<u>研究機関</u>はこれに従わなければならない。</p>	

<p>7 本条第3項において、<u>乙</u>が<u>甲</u>の認める正当な事由なく最終報告書を提出しない場合又は第4項において、<u>甲</u>が報告遅延の合理的な事由を認めない場合、<u>甲</u>は、ガイドライン等に基づき、<u>乙</u>に対し配分する本事業に係る翌事業年度以降の1か年度の間接経費措置額のうち<u>甲</u>の指定する割合で一部削減する等、必要な措置等を指示できるものとし、<u>乙</u>はこれに従う。</p> <p>8 <u>乙</u>は調査により、競争的資金等(研究終了分を含む。)において研究者等による不正行為等の関与を認定した場合(不正行為等の事実を確認した場合も含む。)<u>乙</u>は、調査過程であっても、速やかに<u>甲</u>に報告しなければならない。</p> <p>9 <u>甲</u>は、本契約等に関して不正行為等が行われた疑いがあると判断した場合、又は、<u>乙</u>から本研究以外の競争的資金等における研究者等による不正行為等への関与が認定された旨の報告があった場合、<u>乙</u>に対し、<u>甲</u>が必要と認める間、委託研究費の使用停止を指示することができ、<u>乙</u>はこれに従うものとする。この場合、当該不正行為等がなかったことが明らかになったときでも、<u>甲</u>は、委託研究費の使用停止に基づく損害を賠償する責を負わない。</p>	<p>7 本条第3項において、<u>研究機関</u>が<u>機構</u>の認める正当な事由なく最終報告書を提出しない場合又は第4項に定める報告が遅延した場合、<u>機構</u>は、ガイドライン等に基づき、<u>研究機関</u>に対し配分する本事業に係る翌事業年度以降の1か年度の間接経費措置額のうち<u>機構</u>の指定する割合で一部削減する等、必要な措置等を指示できるものとし、<u>研究機関</u>はこれに従う。</p> <p>8 <u>研究機関</u>は自らの調査により、<u>本委託研究以外</u>の競争的資金(研究終了分を含む。)において研究者等による不正行為等の関与を認定した場合は、調査過程であっても、速やかに<u>機構</u>に報告するものとする。</p> <p>9 <u>機構</u>は、<u>本委託契約等</u>に関して不正行為等が行われた疑いがあると判断した場合、又は、<u>研究機関</u>から<u>本委託研究以外</u>の競争的資金における研究者等による不正行為等への関与が認定された旨の報告があった場合、<u>研究機関</u>に対し、<u>機構</u>が必要と認める間、委託研究費の使用停止を指示することができ、<u>研究機関</u>はこれに従うものとする。この場合、当該不正行為等がなかったことが明らかになったときでも、<u>機構</u>は、委託研究費の使用停止に基づく損害を賠償する責を負わない。</p>	
<p>(<u>乙</u>の責任及び事故報告等)</p> <p>第15条 本研究の過程で<u>乙</u>、<u>本研究に従事若しくは関与する者</u>又は第三者の生命、身体又は財産に損害が生じた場合、<u>乙</u>はその費用と責任において解決するものとし、<u>甲</u>は一切の責任を負わないものとする。ただし、明らかに<u>甲</u>の責に帰すべき理由により損害が生じた場合は、この限りではない。</p> <p>2 <u>乙</u>は、前項の損害が生じた場合、<u>甲</u>に対し速やかにその詳細を書面により報告しなければならない。</p>	<p>(<u>研究機関</u>の責任及び事故報告等)</p> <p>第23条 本委託研究の過程で<u>研究機関</u>、<u>研究者等</u>又は第三者の生命、身体又は財産に損害が生じた場合、<u>研究機関</u>はその費用と責任において解決するものとし、<u>機構</u>は一切の責任を負わないものとする。ただし、明らかに<u>機構</u>の責に帰すべき理由により損害が生じた場合は、この限りではない。</p> <p>2 <u>研究機関</u>は、前項の損害が生じた場合、<u>機構</u>に対し速やかにその詳細を書面により報告しなければならない。</p>	
<p>(特約)</p> <p>第16条 契約期間が複数の事業年度にわたる場合であって、研究期間開始日の属する事業年度の翌事業年度以降において、以下の各号のいずれかに該当する事由が生じるときは、<u>甲</u>は委託研究費の減額又は本契約の解除を行うことができ、委託研究費の減額又は本契約の解除によって<u>乙</u>に損害が生じても、<u>甲</u>は一切の責任を負わないものとする。</p> <p>(1) 独立行政法人通則法(平成11年7月16日法律第103号)第35条の7の規定に基づき定められた中長期目標の期間終了時における<u>業務の実績に関する</u>評価において、国が予算停止措置等の判断をした場合</p> <p>(2) その他、本事業に対する国からの予算措置が縮減又は停止された場合</p>	<p>(特約)</p> <p>第26条 契約期間が複数の事業年度にわたる場合であって、研究期間開始日の属する事業年度の翌事業年度以降において、以下の各号のいずれかに該当する事由が生じるときは、<u>機構</u>は<u>契約期間中</u>委託研究費の<u>総額</u>の減額又は本契約の解除を行うことができる。<u>この場合</u>、委託研究費の<u>総額</u>の減額又は本契約の解除によって<u>研究機関</u>に損害が生じても、<u>機構</u>は一切の責任を負わないものとする。</p> <p>(1) 独立行政法人通則法(平成11年7月16日法律第103号)第29条の規定に基づき定められた中期目標の期間終了時における<u>事業</u>評価において、国が予算停止措置等の判断をした場合</p> <p>(2) その他、本事業に対する国からの予算措置が縮減又は停止された場合</p>	<p>(1): 通則法改正(平成26年6月13日法律第66号)を反映</p>
<p>(反社会的勢力の排除)</p> <p>第17条 <u>乙</u>は、下記の各号の一に該当しないこと及び今後もこれに該当しないことを表明・保証し、<u>甲</u>は、<u>乙</u>が各号の一に該当したとき、又は該当していたことが判明したときは、別段の催告を要せず本契約の全部又は一部を解除することができる。</p> <p>(1) <u>乙</u>が、暴力団、暴力団構成員、暴力団関係企業若しくは関係者、総会屋、その他反社会的勢力(以下「反社会的勢力」という。)であること又は反社会的勢力であったこと。</p> <p>(2) <u>乙</u>の役員若しくは実質的に経営を支配する者が反社会的勢力であること又は反社会的勢力であったこと。</p> <p>(3) <u>乙</u>の親会社、子会社(いずれも会社法の定義による。以下同じ。)又は本契約履行のために使用する委任先その他第三者が前二号のいずれかに該当すること。</p> <p>2 <u>甲</u>は、<u>乙</u>が本契約の履行に関連して下記の各号の一に該当する行為を行ったときは、別段の催告を要せず本契約の全部又は一部を解除することができる。</p> <p>(1) <u>乙</u>が、<u>甲</u>に対して脅迫的な言動をすること若しくは暴力を用いること又は<u>甲</u>の名誉・信用を毀損する行為を行うこと。</p> <p>(2) <u>乙</u>が、偽計又は威力を用いて<u>甲</u>の業務を妨害すること。</p> <p>(3) <u>乙</u>が、反社会的勢力である第三者をして前二号の<u>いずれかの</u>行為を行わせること。</p> <p>(4) <u>乙</u>が、自ら又はその役員若しくは実質的に経営を支配する者が反社会的勢力への資金提供を行う</p>	<p>(反社会的勢力の排除)</p> <p>第27条 <u>研究機関</u>は、下記の各号の一に該当しないこと及び今後もこれに該当しないことを表明・保証し、<u>機構</u>は、<u>研究機関</u>が各号の一に該当したとき、又は該当していたことが判明したときは、別段の催告を要せず本契約の全部又は一部を解除することができる。</p> <p>(1) <u>研究機関</u>が、暴力団、暴力団構成員、暴力団関係企業若しくは関係者、総会屋、その他反社会的勢力(以下「反社会的勢力」という。)であること、又は反社会的勢力であったこと。</p> <p>(2) <u>研究機関</u>の役員又は実質的に経営を支配する者が反社会的勢力であること、又は反社会的勢力であったこと。</p> <p>(3) <u>研究機関</u>の親会社、子会社(いずれも会社法の定義による。以下同じ。)又は本契約履行のために使用する委任先その他第三者が前二号のいずれかに該当すること。</p> <p>2 <u>機構</u>は、<u>研究機関</u>が本契約の履行に関連して下記の各号の一に該当する行為を行ったときは、別段の催告を要せず本契約の全部又は一部を解除することができる。</p> <p>(1) <u>研究機関</u>が、<u>機構</u>に対して脅迫的な言動をすること、若しくは暴力を用いること、又は<u>機構</u>の名誉・信用を毀損する行為を行うこと。</p> <p>(2) <u>研究機関</u>が、偽計又は威力を用いて<u>機構</u>の業務を妨害すること。</p> <p>(3) <u>研究機関</u>が、反社会的勢力である第三者をして前二号の行為を行わせること。</p> <p>(4) <u>研究機関</u>が、自ら又はその役員若しくは実質的に経営を支配する者が反社会的勢力への資金提</p>	

<p>等、その活動を助長する行為を行うこと。</p> <p>(5) <u>乙</u>の親会社、子会社又は本契約履行のために使用する委任先が前四号のいずれかに該当する行為を行うこと。</p> <p>3 <u>乙</u>は、前二項各号の規定により本契約を解除されたことを理由として、<u>甲</u>に対し、損害賠償を請求することはできない。</p> <p>4 <u>甲</u>は、本条第1項及び第2項の各号の規定により本契約を解除する場合には、実際に生じた損害の賠償に加えて、違約金として解除部分に相当する契約金額の100分の10に相当する金額を<u>乙</u>から徴収するものとする。</p>	<p>供を行う等、その活動を助長する行為を行うこと。</p> <p>(5) <u>研究機関</u>の親会社、子会社又は本契約履行のために使用する委任先が前四号のいずれかに該当する行為を行うこと。</p> <p>3 <u>研究機関</u>は、前二項各号の規定により本契約を解除されたことを理由として、<u>機構</u>に対し、損害賠償を請求することはできない。</p> <p>4 <u>機構</u>は、本条第1項及び第2項の各号の規定により本契約を解除する場合には、実際に生じた損害の賠償に加えて、違約金として解除部分に相当する契約金額の100分の10に相当する金額を<u>研究機関</u>から徴収するものとする。</p>	
<p>(債権債務の譲渡等の禁止)</p> <p><u>第18条</u> <u>乙</u>は、甲の事前の書面による承諾がない限り、本契約上の地位、本契約上の権利義務の全部若しくは一部又は本研究の実施により生じる債権債務の全部若しくは一部を第三者に譲渡してはならない。</p>		
<p>(存続条項)</p> <p><u>第19条</u> <u>一般条項</u>第4条、<u>第10条</u>、<u>第11条</u>第2項、<u>第12条</u>から<u>第16条</u>、<u>第18条</u>から<u>第20条</u>の規定は、<u>契約</u>期間終了後も存続するものとする。</p>	<p>(存続条項)</p> <p><u>第24条</u> <u>第4条</u>、<u>第5条</u>、<u>第8条</u>から<u>第11条</u>、<u>第16条</u>第1項及び<u>第3項</u>、<u>第17条</u>、<u>第18条</u>、<u>第19条</u>第<u>3項</u>、<u>第20条</u>から<u>第25条</u>の規定は、<u>研究</u>期間終了後も存続するものとする。</p>	
<p>(管轄及び準拠法)</p> <p><u>第20条</u> 本契約に関連する両当事者間の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とし、<u>日本法</u>を準拠法とする。</p>	<p>(管轄)</p> <p><u>第25条</u> 本契約に関連する両当事者間の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。</p>	
<p>(協議)</p> <p><u>第21条</u> 本契約に定めのない事項について、これを定める必要があるときは、<u>甲</u>及び<u>乙</u>は、誠実に協議の上定めるものとする。</p>	<p>(協議)</p> <p><u>第28条</u> 本契約に定めのない事項について、これを定める必要があるときは、<u>研究機関</u>及び<u>機構</u>は、誠実に協議の上定めるものとする。</p>	

<p>別記4 知財条項 (定義)</p> <p>第1条 本契約において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)「知的財産権」とは、以下に掲げるものの総称をいう。</p> <p>ア 特許法(昭和34年法律第121号)に規定する特許権(以下「特許権」という。)及び特許を受ける権利</p> <p>イ 実用新案法(昭和34年法律第123号)に規定する実用新案権(以下「実用新案権」という。)及び実用新案登録を受ける権利</p> <p>ウ 意匠法(昭和34年法律第125号)に規定する意匠権(以下「意匠権」という。)及び意匠登録を受ける権利</p> <p>エ 半導体集積回路の回路配置に関する法律(昭和60年法律第43号)に規定する回路配置利用権(以下「回路配置利用権」という。)及び回路配置利用権の設定の登録を受ける権利</p> <p>オ 種苗法(平成10年法律第83号)に規定する育成者権(以下「育成者権」という。)及び品種登録を受ける権利</p> <p>カ 前アからオの外国における各権利に相当する権利</p> <p>キ 著作権法(昭和45年法律第48号)に規定する著作権(第21条から第28条までに規定するすべての権利を含む。)並びに外国における当該著作権に相当する権利(以下「著作権」という。)</p> <p>ク 前アからキまでに掲げる権利の対象とならない技術情報のうち秘匿することが可能な技術情報であって、かつ、財産的価値のあるものの中から、<u>甲</u>及び<u>乙</u>が協議の上、特に指定するもの(以下「ノウハウ」という。)を使用する権利</p> <p>(2)「発明等」とは、特許権の対象となるものについてはその発明、実用新案権の対象となるものについてはその考案、意匠権、回路配置利用権及び著作権の対象となるものについてはその創作、育成者権の対象となるものについてはその育成並びにノウハウを使用する権利の対象となるものについてはその案出をいう。</p> <p>(3)「知的財産権の「実施」とは、特許法第2条第3項に定める行為、実用新案法第2条第3項に定める行為、意匠法第2条第3項に定める行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律第2条第3項に定める行為、種苗法第2条第5項に定める行為、著作権法第21条から第28条までに定める権利に基づく利用行為並びにノウハウの使用をいう。</p> <p>(4)「専用実施権等」とは、特許権、実用新案権若しくは意匠権についての専用実施権(登録前にあたっては専用実施権設定の予約)又は回路配置利用権若しくは育成者権についての専用利用権又は著作権若しくはノウハウの使用の独占的許諾の権利をいう。</p> <p>(5)「研究成果」とは、本契約等に基づき本研究において得られた成果をいう。</p>	<p>(15)「知的財産権」とは、以下に掲げるものの総称をいう。</p> <p>ア 特許法(昭和34年法律第121号)に規定する特許権(以下「特許権」という。)及び特許を受ける権利</p> <p>イ 実用新案法(昭和34年法律第123号)に規定する実用新案権(以下「実用新案権」という。)及び実用新案登録を受ける権利</p> <p>ウ 意匠法(昭和34年法律第125号)に規定する意匠権(以下「意匠権」という。)及び意匠登録を受ける権利</p> <p>エ 半導体集積回路の回路配置に関する法律(昭和60年法律第43号)に規定する回路配置利用権(以下「回路配置利用権」という。)及び回路配置利用権の設定の登録を受ける権利</p> <p>オ 種苗法(平成10年法律第83号)に規定する育成者権(以下「育成者権」という。)及び品種登録を受ける権利</p> <p>カ 前アからオの外国における各権利に相当する権利</p> <p>キ 著作権法(昭和45年法律第48号)に規定する著作権(第21条から第28条までに規定するすべての権利を含む。)並びに外国における当該著作権に相当する権利(以下「著作権」という。)</p> <p>ク 前アからキまでに掲げる権利の対象とならない技術情報のうち秘匿することが可能な技術情報であって、かつ、財産的価値のあるものの中から、<u>研究機関</u>及び<u>機構</u>が協議の上、特に指定するもの(以下「ノウハウ」という。)を使用する権利</p> <p>(16)「発明等」とは、特許権の対象となるものについてはその発明、実用新案権の対象となるものについてはその考案、意匠権、回路配置利用権及び著作権の対象となるものについてはその創作、育成者権の対象となるものについてはその育成並びにノウハウを使用する権利の対象となるものについてはその案出をいう。</p> <p>(17)「実施」とは、特許法第2条第3項に定める行為、実用新案法第2条第3項に定める行為、意匠法第2条第3項に定める行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律第2条第3項に定める行為、種苗法第2条第5項に定める行為、著作権法第21条から第28条までに定める権利に基づく利用行為並びにノウハウの使用をいう。</p> <p>(18)「専用実施権等」とは、特許権、実用新案権若しくは意匠権についての専用実施権(登録前にあたっては専用実施権設定の予約)又は回路配置利用権若しくは育成者権についての専用利用権又は著作権若しくはノウハウの使用の独占的許諾の権利をいう。</p> <p>(14)「研究成果」とは、本<u>委託</u>契約等に基づき本<u>委託</u>研究において得られた成果をいう。</p>	<p>新(1)～(5):旧第1条から移設</p>
<p>(知的財産権の帰属)</p> <p>第2条 <u>甲は、乙が次の各号のいずれの規定も遵守することを条件に、研究成果に係る知的財産権を乙から譲り受けられないものとする。ただし、乙が当該知的財産権を放棄する場合は、この限りでない。</u></p> <p>(1) <u>乙は、研究成果に係る知的財産権の出願、実施及び移転等について、知財条項第3条から第5条の規定を遵守しなければならない。</u></p> <p>(2) <u>乙は、甲が公共の利益のために特に必要があるとして、その理由を明らかにして求める場合には、無償で当該知的財産権を実施する権利を甲に許諾する。</u></p> <p>(3) <u>乙は、当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該知的財産権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、甲が当該知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとして、その理由を明らかにして求めるときは、当該知的財産権を実施する権利を第三者に許諾しなければならない。</u></p> <p>(4) <u>乙は、甲以外の第三者に研究成果に係る知的財産権の移転又は専用実施権等の設定若しくはその移転の承諾(以下「専用実施権等の設定等」という。)をすときは、あらかじめ甲の承認を受けなければならない。ただし、合併又は分割により移転する場合及び次のアからウに該当する場合</u></p>	<p>(知的財産権の帰属)</p> <p>第8条 <u>機構は、研究機関が産業技術力強化法(平成12年法律第44号)第19条第1項各号に掲げる全ての事項(同条項中、「特定研究開発等成果」については「発明等」、「国」については「機構」(ただし、同項第2号の「国」については「国又は機構」)とそれぞれ読み替えるものとする。)及びコンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律(平成16年法律第81号)第25条第1項各号に掲げる全ての事項(同条項中、「国」については「機構」(ただし、同項第2号の「国」については「国又は機構」)とそれぞれ読み替えるものとする。)(以下「遵守事項」と総称する。)を遵守することを条件に、研究機関に所属する研究者等(以下、本条において「研究機関発明者」という。)が本委託研究の過程で発明等を行ったことにより生じた知的財産権(全部又は一部の持分であることを問わない。以下同じ。)を研究機関から譲り受けられないものとする。ただし、<u>研究機関</u>が当該知的財産権を放棄した場合は、この限りでない。</u></p>	<p>新第1項:産業技術力強化法(日本版パイドール法)の遵守事項に基づく規定を明記するものであり、従来の取扱いを大きく変更するものではない。</p>

<p>は、この限りではない。</p> <p><u>ア</u> 乙が株式会社である場合で、乙がその子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号に規定する子会社をいう。)又は親会社(会社法第2条第4号に規定する親会社をいう。)に移転又は専用実施権等の設定等をする場合</p> <p><u>イ</u> 乙が承認TLO(大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律(平成10年法律第52号)第4条第1項の承認を受けた者(同法第5条第1項の変更の承認を受けた者を含む。))又は認定TLO(同法第12条第1項又は同法第13条第1項の認定を受けた者)に移転又は専用実施権等の設定等をする場合</p> <p><u>ウ</u> 乙が技術研究組合である場合で、乙がその組合員に移転又は専用実施権等の設定等をする場合</p> <p><u>2</u> 乙が前項各号に規定する事項を遵守せず、かつ、遵守しないことについて正当な理由がないと甲が認めるとき又は乙が一般条項第12条第1項各号又は同条項第17条第1項若しくは第2項各号に定める解除事由に該当した場合で、甲から請求を受けたときは、当該知的財産権を無償で甲に譲り渡さなければならない。</p>	<p>3 機構は、研究機関が遵守事項を遵守しない場合、第1項に定める知的財産権及び第2項により研究機関が承継した知的財産権を無償で譲り受けることができるものとし、研究機関は、これらの知的財産権を譲渡しなければならないものとする。</p>	<p>旧第2項:特別条項へ移設</p>
	<p>(知的財産権の譲渡その他)</p> <p>第9条 機構は、前条第1項ただし書きに基づき機構に帰属することとなった知的財産権について、出願後に、研究機関から当該知的財産権の譲渡の申入れがあった場合、当該知的財産権の発明者の同意が得られること及び研究機関が遵守事項を遵守することを条件に当該知的財産権に対して機構が有する持分を適正な対価をもって研究機関に譲渡することができる。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、機構は、研究機関から当該知的財産権の譲渡に係る申入れを受けた時点で既に第三者に実施許諾又は譲渡を行っている場合には、当該知的財産権を譲渡しないことができる。</p>	<p>事務処理説明書で規定することとして削除</p>
<p>(知的財産権の出願等)</p> <p><u>第3条</u> 乙は、研究成果に係る知的財産権の出願等に関して、甲が当該知的財産権の共有持分権を有していない場合には、次の各号の規定を遵守する。</p> <p>(1) <u>乙</u>は、出願又は申請を行ったときは、出願又は申請の日から60日以内に<u>甲</u>が別途定める様式により、<u>甲</u>に対し通知するものとする。</p> <p><u>(2)</u> 乙は、前号に係る国内の特許出願、実用新案登録出願、及び意匠登録出願を行うときは、当該出願書類に国等の委託に係る成果の出願である旨の表示をしなければならない。</p> <p>(3) <u>乙</u>は、<u>第1</u>号の出願又は申請を行った知的財産権に関して、設定登録等、その後の状況に変化があった場合、設定登録を受けた日等から60日以内に、<u>甲</u>が別途定める様式により、<u>甲</u>に通知するものとする。</p> <p><u>(4)</u> 乙は、研究成果に係る知的財産権を放棄する場合は、当該放棄を行う前に、甲が別途定める様式により、甲に通知するものとする。</p>	<p>(知的財産権に関する報告・通知)</p> <p><u>第10条</u> 研究機関は、第8条又は第9条の規定に基づき研究機関に帰属することとなった知的財産権に関して、機構が当該知的財産権の共有持分権を有していない場合には、次の各号の規定を遵守する。</p> <p>(1) 出願又は申請を行ったときは、出願又は申請の日から60日以内に機構が別途定める様式による知的財産権出願通知書により機構に対し通知するものとする。</p> <p>(2) 研究機関は、前号の出願又は申請を行った知的財産権に関して、設定登録等、その後の状況に変化があった場合、設定登録を受けた日等から60日以内に、機構が別途定める様式による知的財産権設定登録等通知書により、機構に通知するものとする。</p>	<p>旧第10条を「出願等」、「実施等」、「移転」に整理してそれぞれ独立</p> <p>新(2): 現行の事務処理説明書に記載の取扱いを規定</p>
<p>(知的財産権の実施等)</p> <p><u>第4条</u> 乙は、研究成果に係る知的財産権の実施等に関して、甲が当該知的財産権の共有持分権を有していない場合には、次の各号の規定を遵守する。</p> <p>(1) <u>乙</u>は、知的財産権を自ら実施したとき及び第三者に実施の許諾をしたときは、<u>その</u>日から60日以内に<u>甲</u>が別途定める様式により、<u>甲</u>に通知するものとする。</p> <p>(2) <u>乙</u>は、第三者に対し、専用実施権等の設定等を行うときは、<u>甲</u>が別途定める様式を提出し、あらかじめ<u>甲</u>の承諾を得るものとする。ただし、知財条項第2条第1項第4号アからウに定める場合は、この</p>	<p>(3) 研究機関は、<u>第1号の出願又は申請を行った</u>知的財産権を自ら実施したとき及び第三者に実施の許諾(ただし、第5号に定める専用実施権等の設定若しくは移転を除く。)をしたとき、並びにその後の実施の状況及び実施許諾の状況に変化があったとき(ただし、第5号に定める専用実施権等の設定若しくは移転を除く。)(以下「知的財産権の実施等」と総称する。)は、知的財産権の実施等をした日から60日以内に機構が別途定める様式による知的財産権実施通知書により、機構に通知するものとする。</p> <p>(5) 研究機関は、第三者に対し、専用実施権等(仮専用実施権を含む。)を設定若しくはその移転の承諾をしようとするときは、機構が別途定める様式による専用実施権等設定・移転承認申請書を提出し、あらかじめ機構の承諾を得るものとする。</p>	

<p><u>限りではない。</u></p> <p><u>(3) 乙は、専用実施権等の設定等を行った場合は、専用実施権等の設定等を行った日から60日以内に甲が別途定める様式により、甲に通知するものとする。</u></p> <p><u>(4) 乙は、第三者に対し、知的財産権の専用実施権等の設定等を行う場合、知財条項第2条、第6条及び第7条の規定の適用に支障を与えないことを当該第三者に約させなければならない。</u></p> <p><u>2 乙は、知的財産権その他第三者の権利の対象になっているものを実施するときは、その実施に関する一切の責任を負わねばならない。</u></p>	<p>(6) 合併若しくは分割により移転する場合又は産業技術力強化法施行令(平成12年政令第206号)第11条第3項各号に定める場合には、研究機関は、知的財産権の移転等をした日から60日以内に機構が別途定める様式による知的財産権設定登録等通知書又は知的財産権実施通知書により、機構に対しそれぞれ通知すれば足りるものとする。</p> <p>(7) 研究機関は、第三者に対し、知的財産権の移転又は専用実施権等の設定若しくは移転を行う場合、当該第三者をして遵守事項を遵守させるものとする。</p>	
<p><u>(知的財産権の移転)</u></p> <p><u>第5条 乙は、研究成果に係る知的財産権の移転に関して、甲が当該知的財産権の共有持分権を有していない場合には、次の各号の規定を遵守する。</u></p> <p><u>(1) 乙は、第三者に対し、知的財産権を移転しようとするときは、甲が別途定める様式を提出し、あらかじめ甲の承諾を得るものとする。ただし、合併若しくは分割により移転する場合又は知財条項第2条第1項第4号アからウに定める場合は、この限りではない。</u></p> <p><u>(2) 乙は、知的財産権の移転を行った場合は、知的財産権の移転を行った日から60日以内に甲が別途定める様式により、甲に通知するものとする。</u></p> <p><u>(3) 乙は、第三者に対し、知的財産権の移転を行う場合、知財条項第2条から第7条の規定の適用に支障を与えないことを当該第三者に約させなければならない。</u></p>	<p>(知的財産権に関する報告・通知)第10条</p> <p><u>(4) 研究機関は、第三者に対し、知的財産権を移転しようとするときは、機構が別途定める様式による知的財産権移転承認申請書を提出し、あらかじめ機構の承諾を得るものとする。</u></p>	
<p><u>(研究成果に係る著作物の取扱い)</u></p> <p><u>第6条 乙は、知的財産権が自らに帰属する場合には、研究成果に関し、甲に納入された著作物に係る著作権について、甲による当該著作物の利用に必要な範囲内において、甲が使用する権利及び甲が第三者に使用を再許諾する権利を、甲に許諾したものとする。</u></p> <p><u>2 乙は、知的財産権が自らに帰属する際には、甲及び甲が指定する第三者による研究成果及びこれに関連する著作物に係る著作権の実施について、著作者人格権及び実演家人格権の不行使等の権利処理を乙自身の責任において行うものとする。</u></p> <p><u>3 乙は、研究成果によって生じた著作物及びその二次的著作物の公表に際し、本研究による成果である旨を標記するものとする。</u></p>	<p>(知的財産権の譲渡その他)第11条</p> <p><u>3 研究機関は、知的財産権が自らに帰属する場合には、本委託研究の成果に関し、機構に納入された著作物に係る著作権について、機構による当該著作物の利用に必要な範囲内において、機構が使用する権利及び機構が第三者に使用を再許諾する権利を、機構に許諾したものとする。ただし、著作権法に規定するプログラムの著作物及びデータベースの著作物(以下「プログラム等」という。)に係る著作権については、機構が研究機関よりプログラム等の納品を受ける際に、両者協議の上、その取扱いを定めるものとする。</u></p> <p><u>4 研究機関は、知的財産権が自らに帰属する際には、機構及び機構が指定する第三者による本委託研究の成果及びこれに関連する著作物に係る著作権の実施について、著作者人格権及び実演家人格権の不行使等の権利処理を研究機関自身の責任において行うものとする。</u></p>	<p>新第3項: 研究担当者向け資料等に記載の取扱いを規定</p>
<p><u>(ノウハウの指定)</u></p> <p><u>第7条 甲及び乙は、知財条項第1条第1号クに規定するノウハウの指定にあたっては、秘匿すべき期間を明示するものとする。</u></p> <p><u>2 前項の秘匿すべき期間及び指定の方法は、甲乙協議のうえ、決定するものとする。ただし、前項の指定後において必要があるときは、甲乙協議のうえ、秘匿すべき期間を延長又は短縮することができる。</u></p>		
<p><u>(職務規程等の整備)</u></p> <p><u>第8条 乙は、乙に所属する研究者等が行った発明等が本研究を実施した結果得られたものであり、かつ、その発明等をするに至った行為がその当該研究者等の職務に属するときは、その発明等に係る知的財産権が乙に帰属するよう、あらかじめ当該研究者等と契約を締結し又はその旨を規定する職務規程を定めておく等必要な措置を講じておかななければならない。ただし、上記の規定が既に整備されているときは、この限りではない。</u></p>		<p>公募要領等に記載の取扱いを規定</p>
<p><u>(知的財産権に関わるその他事項)</u></p>	<p><u>(知的財産権に関わるその他)</u></p> <p><u>第11条 研究機関及び機構は、本契約に別段の定めがない限り、それぞれ自己に帰属する知的財産権の出願・維持等に係る一切の費用を当該知的財産権に対するその持分に応じて負担する義務を負う。</u></p>	<p>旧第1項: 事務処理説明書で規定することとして削除</p>

<p>第9条 甲及び乙が知的財産権の共有持分権者となる場合、当該知的財産権の出願に先立ち、甲所定の共同出願契約書を基礎に両者協議の上、これを締結しなければならない。</p>	<p>務を負うものとする。 2 機構及び研究機関が知的財産権の共有持分権者となる場合、当該知的財産権の出願に先立ち、機構所定の共同出願契約書を基礎に両者協議の上、これを締結しなければならない。</p>	
<p>(研究成果の公表) 第10条 甲及び乙は、研究成果を外部に公表することを確認する。<u>ただし、当該公表が一般条項第9条に反する場合又は甲若しくは乙による研究成果の公表が甲若しくは乙の知的財産権取得等の業務に支障をきたすおそれがある場合は、協議して公表の可否を含めた対応を決定するものとする。</u> 2 研究成果を外部に公表する場合、甲及び乙は、その公表が円滑に行われるよう合理的な範囲で協力するものとする。</p>	<p>(研究成果の公表) 第16条 研究機関及び機構は、前条に反しない限り、本委託研究の実施により得られる研究成果を原則として外部に公表することを確認する。 2 研究者等が研究成果を外部に公表する場合、研究機関及び機構は、その公表が円滑に行われるよう合理的な範囲で協力するものとする。 3 研究機関又は機構による研究成果の公表が、研究機関又は機構の知的財産権取得等の業務に支障をきたすおそれがある場合には、協議してその対応を決定するものとする。</p>	<p>旧第3項を新第1項に統合</p>
<p>(研究成果の報告) 第11条 乙は、事務処理説明書等における甲の指示に従い、研究担当者が甲に対して研究成果の内容を報告するよう措置するものとする。 2 甲は、研究成果について、追跡調査、成果展開調査及び知的財産権の利用状況調査等を行うことができるものとし、乙は、当該調査等に必要な協力を行うものとする。</p>	<p>(研究成果の報告) 第17条 研究機関は、事務処理説明書等における機構の指示に従い、研究担当者が機構に対して研究成果の内容を報告するよう措置するものとする。 2 機構は、当該研究成果に係る追跡調査及び成果展開調査等を行うことができる。研究機関は、機構からの通知に基づき、係る調査等に関し、機構が必要とする協力を行うものとする。</p>	
<p>(存続条項) 第12条 知財条項第2条から第7条及び第9条から第12条の規定は、一般条項第19条とあわせて、契約期間終了後も存続するものとする。</p>		

<p>別記5 特別条項 (研究担当者の移籍に伴う取得物品の取扱い)</p> <p>第1条 <u>乙</u>が、契約項目において大学等と認められたときは、次の各号の規定に従うものとする。</p> <p>(1) <u>乙</u>は、<u>次のア又はイに該当する場合は、研究担当者の移籍先となる他の研究機関に対して取得物品を無償で譲渡するものとする。ただし、移籍後も本研究の実施に支障のないよう必要な措置を講ずることができる場合で、かつ、研究担当者の同意がある場合は、この限りではない。</u></p> <p><u>ア 一般条項第11条第1項第1号の規定により本研究が中止され、本研究と同内容の研究が研究担当者の移籍する他の研究機関において実施される場合</u></p> <p><u>イ 研究期間終了後に研究担当者が他の研究機関へ移籍する場合で本研究と同内容の研究が当該他の研究機関において実施される場合</u></p> <p>(2) 前号において取得物品の当該他の研究機関に対する無償譲渡を行えない特別の事情があり、かつ、<u>甲と乙の間で合意したときは、乙は甲の指示に従い、取得物品を甲に無償で譲渡するものとし、乙は当該取得物品の移設及び工事について協力するものとする。</u></p> <p>2 <u>乙</u>が、契約項目において企業等と認められたときは、<u>一般条項第5条第2項第2号に基づき乙</u>に帰属する取得物品に係る<u>研究担当者が移籍する場合の</u>取扱いについて、本条第1項第1号を準用する。</p>	<p>(取得物品の帰属等)</p> <p>第5条 契約項目において大学等と認められた<u>研究機関</u>は、次の各号の規定に従うものとする。</p> <p>(2) <u>研究機関</u>は、(イ)第19条第1項第1号の規定により本委託研究が中止され、本委託研究と同テーマの研究が研究担当者の移籍する他の研究機関において実施されることが予定されている場合、又は(ロ)研究期間終了後に研究担当者が他の研究機関へ移籍する場合で本委託研究と同テーマの研究が当該他の研究機関において実施されている若しくは実施が予定されている場合には、取得物品を当該他の研究機関に対して無償で譲渡するものとする。この場合において、本委託研究と同テーマの研究が機構の戦略的創造研究推進事業として当該他の研究機関において実施されている若しくは実施が予定されている期間に限り、機構は研究機関から他の研究機関への取得物品の譲渡に係る移設及び工事費用を負担することができる。</p> <p>(3) 前号において取得物品の当該他の研究機関に対する無償譲渡を行えない特別の事情があり、かつ、<u>研究機関と機構の間で合意した場合には、研究機関は機構の指示に従い、取得物品を機構に無償で譲渡するものとし、研究機関は当該移設及び工事について協力するものとする。この場合において、本委託研究と同テーマの研究が機構の戦略的創造研究推進事業として当該他の研究機関において実施されている若しくは実施が予定されている期間に限り、機構は研究機関からの取得物品の譲渡に係る移設及び工事費用を負担するものとする。</u></p> <p>2 契約項目において企業等と認められた<u>研究機関</u>は、<u>次の各号の規定に従うものとする。</u></p> <p>(4) 取得物品のうち、取得価額が20万円未満又は使用可能期間が1年未満のもの所有権は、研究機関に帰属するものとする。なお、研究機関に帰属する当該取得物品に係る取扱いについては、本条第1項第2号及び第3号を準用する。</p>	<p>旧第5条から移設</p> <p>旧第1項(2)(3):物品の移設費用(付帯工事含む)は、委託研究費(直接経費)で支出できることとしていることから削除</p>
<p>(<u>甲に所属する</u>研究者等)</p> <p>第2条 <u>甲</u>は、<u>乙</u>と協議の上、<u>甲</u>に所属する研究者等を<u>乙の管理する施設</u>において<u>乙</u>に所属する研究者等と共同して本研究に従事させることができるものとする。</p> <p>2 <u>甲</u>は、<u>甲</u>に所属する研究者等を<u>乙の管理する施設</u>において本研究に従事させる場合には、別途<u>乙</u>に通知するものとする。</p>	<p>(研究者等の配置)</p> <p>第12条 <u>機構</u>は、<u>研究機関</u>と協議の上、<u>機構</u>に所属する研究者等を<u>研究機関</u>において<u>研究機関</u>に所属する研究者等と共同して本委託研究に従事させることができるものとする。</p> <p>2 <u>機構</u>は、<u>機構</u>に所属する研究者等を<u>研究機関</u>で本委託研究に従事させる場合には、別途<u>研究機関</u>に通知するものとする。</p>	<p>新第1・2項:旧第12条から移設</p>
<p>3 <u>甲</u>は、<u>甲</u>に所属する研究者等が、<u>乙</u>が管理する施設及び設備(福利厚生に係る施設を含む。)(以下「施設等」という。)を使用する場合、<u>甲に所属する</u>研究者等が<u>乙</u>の施設等使用に関する指示及び諸規定を遵守するよう措置するものとする。</p> <p>4 <u>甲</u>に所属する研究者等が<u>乙の管理する施設</u>において、<u>乙</u>に所属する研究者等と共同して本研究に従事する場合、<u>乙</u>は、<u>甲</u>に所属する研究者等に対しては、指揮命令を行わない。</p> <p>5 <u>乙</u>は、<u>甲</u>に所属する研究者等に対し、<u>乙</u>の施設等の利用等について、<u>乙</u>に所属する研究者等と同等の扱いをしなければならない。また、<u>乙</u>は、<u>甲</u>に所属する研究者等が本研究の<u>実施</u>及び<u>乙</u>の施設内での生活環境において不利益等を被らないよう措置する。</p> <p>6 <u>甲</u>は、<u>甲</u>に所属する研究者等が<u>一般条項第9条に規定する秘密保持義務を負うよう措置するものとする。</u></p>	<p>(研究者等の取扱い)</p> <p>第13条 <u>機構</u>は、<u>機構</u>に所属する研究者等が、<u>研究機関</u>が管理する施設及び設備(福利厚生に係る施設を含む。)(以下「施設等」という。)を使用する場合、<u>当該</u>研究者等が<u>研究機関</u>の施設等使用に関する指示及び諸規定を遵守するよう措置するものとする。</p> <p>2 <u>前条により機構</u>に所属する研究者等が<u>研究機関</u>において、<u>研究機関</u>に所属する研究者等と共同して本委託研究に従事する場合、<u>研究機関</u>は、<u>機構</u>に所属する研究者等に対しては、指揮命令を行わない。</p> <p>3 <u>研究機関</u>は、<u>機構</u>に所属する研究者等に対し、<u>研究機関</u>の施設等の利用等について、<u>研究機関</u>に所属する研究者等と同等の扱いをしなければならない。また、<u>研究機関</u>は、<u>機構</u>に所属する研究者等が本委託研究の<u>遂行</u>及び<u>研究機関</u>の施設内での生活環境において不利益等を被らないよう措置する。</p>	<p>新第3～5項:旧第13条から移設</p>
<p>7 <u>甲</u>は、<u>乙</u>が<u>知財条項第2条から第7条に定める義務と同様の義務を履行</u>することを条件に、<u>甲</u>に所属する研究者等が本研究の過程で発明等を行ったことにより生じた知的財産権については、<u>甲に所属する研究者等</u>の同意が得られた場合、<u>乙</u>に承継させることができるものとする。ただし、当該同意を得るための<u>甲に所属する研究者等</u>との協議並びに必要な措置は、<u>乙</u>自らが行うものとする。また、<u>乙</u>は、<u>甲に所属する研究者等</u>に不利益が生じないよう、当該同意における承継の対価等に関する条件については、<u>乙に所属する研究者等</u>と同等の扱いをするものとする。</p>	<p>(知的財産権の帰属)第8条</p> <p>2 <u>機構</u>は、<u>研究機関</u>が<u>遵守事項を遵守</u>することを条件に、<u>機構</u>に所属する研究者等(以下、<u>本条において「機構発明者」という。</u>)が本委託研究の過程で発明等を行ったことにより生じた知的財産権については、<u>機構発明者</u>の同意が得られた場合、<u>研究機関</u>に承継させることができるものとする。ただし、当該同意を得るための<u>機構発明者</u>との協議並びに必要な措置は、<u>研究機関</u>自らが行うものとする。また、<u>研究機関</u>は、<u>機構発明者</u>に不利益が生じないよう、当該同意における承継の対価等に関する条件については、<u>研究機関発明者</u>と同等の扱いをするものとする。</p>	<p>新第7項:旧第8条第2項から移設</p>

<p><u>(中長期目標期間を跨ぐ繰越)</u> <u>第3条 一般条項第10条第4項の規定にかかわらず、契約項目において大学等と認められた乙が、独立行政法人通則法の規定に基づき定められた甲の中長期目標期間の最終年度から次期中長期目標期間の開始年度にかけて、委託研究費の繰越しを希望する場合は、乙は、甲が別途定める様式をあらかじめ提出し、甲の承諾を得た場合に限り、当該事業年度における委託研究費の未使用額を甲に返還することなく繰越しして使用することができるものとする。ただし、繰越した委託研究費の使用にあたっては、事務処理説明書等における甲の指示に従うものとする。</u></p>		
<p><u>(存続条項)</u> <u>第4条 特別条項第1条、第2条第7項及び本条の規定は、一般条項第19条とあわせて、契約期間終了後も存続するものとする。</u></p>		
<p>「以下、余白」</p>	<p>「以下、余白」</p>	